

## 外国人技能実習生の死亡原因についての検討ー特にベトナム実習生について

働くもののいのちと健康を守る東京センター

副理事長 色部 祐(社会保険労務士)

### はじめにー問題意識の設定

演者は第2回過労死防止学会において「外国人技能実習生」の労働災害と思われる脳・心臓疾患死(以下 過労死)について、公表されている資料に基づき、抱いた問題意識の報告をした。以降、今日まで技能実習生の過労死及び過労自死と思われる関係資料について演者なりに関心を持って追いつけてきた。しかし遺族や関係者と接点を持つことができず、死亡の背景にある労働実態などについて聴取することができず今日に至っている。おそらく過酷な労働条件と労働環境の中で死亡したと思われる技能実習生の実態を仔細に把握し、せめてでも遺族を請求人とした労災遺族補償を得ることができないかとの思いを持ち続けてきた。そして昨年の国会での「働き方改革関連法」と「入国管理法の一部改定」の国会の議論の中で改めて技能実習生の実態が浮上した。さらに「特定技能者」として大勢の外国人労働者の受け入れが実施されることとなり、当面は「特定技能者」は技能実習生からの移行が大部分となることとなった。新たな大量の外国人労働者の受け入れは日本における労働力の絶対不足への対応措置との企業からの強い要望に政府が拙速に応えたものであると言わざるを得ない。国会論戦において多くの未解明部分を残したまま法案の強行成立であった。特定技能者にも技能実習生と同様な過酷な労働条件等が強いられるとしたら、さらなる規模での健康破壊、ひいては死者が生まれるのではないかと深く危惧するところである。演者は改めて公式に発表されている「外国人技能実習生の死亡事故発生状況」の検討を通して、過労死と思われる悲劇的事態が発生しないことを願って問題提起としたい。本報告に際して、今や技能実習生数が中国を抜いて一位に躍り出たベトナム人技能実習生に焦点を当てて検討することとする。

### 1、昨年の臨時国会での入国管理法の改定の強行採決

前述したように「労働力不足」緩和を求めた経営者側の強い要求に沿って、法としての内容・形式欠落のままに、「改定案」は肝心な内容はすべて政省令で明示するとの口実で強行採決され、2019年4月から施行となった。実に立法府(国会)の権限を蹂躪した暴挙であったと言わざるを得ない。

「改定」内容は5年間で34万5000人の外国人労働者受け入れるが、当面はその大半は技能実習生から移行である。以下のような2段階になっているが、それぞれの「技能」の習得状況については不明確であった。

「特定技能1号」 ⇒ 「特定技能2号」

5年間・家族帯同不可 家族帯同可 \*例えば介護部門には5年間で6万人導入予定

### 2、外国人技能実習生の実態

臨時国会での論議で改めて技能実習生を巡っての論議が白熱をした。例えば資料の隠

匿として問題になった技能実習生の失踪者聴取票 2870 人分について山下厚相(当時)は国会での答弁において「より高い賃金を求めて」の失踪と答弁した。野党共同で「聴取票」の書写をして明らかになったことは 1927 人(67%)が「最低賃金」以下で働かされていたこと、月 6 万円の給料、時間外手当 300 円、時間外労働時間 80 時間以上が 1 割以上、休日は月 2 日などなど、改めて技能実習生の過酷な実態が明らかになった。

実習生の死亡の実態は国会での質疑応答で以下のことが明らかになった。

①この 3 年(2015 年～2017 年)で死亡者 69 人

②2010 年～2017 年までの死亡者は 174 人

### 3、法務省集約の死亡事例の検討(別紙参照)

30 人死亡事例である。内訳をみると脳・心臓疾患 8 人 自殺 2 人 労災事故死 7 人が確認できる。演者の検討内容は以下のとおりである。

①労災死亡例については必要最小限の安全衛生教育・研修などで回避できる事例では?

②脳・心臓疾患の 8 事例を見ると過労死だと思われる事例では!?

②の事例についてはイ、20～30 歳代の若さであること ロ、最長 3 年間の就労以前に亡くなっていること(自然的経過を超えての発症) ハ、母国で健康診断を受けており健康であることを前提で来日していることに注目したい。

### 4、ベトナムからの技能実習生の「過労死」と思われる事例について

<2015 年 4 月～2016 年 3 月>

	死亡年月	性別	年代	資格	概略
①	2015 年 9 月	男	20 代	実習 2 号口	朝、呼びかけに応答なく呼吸していなかったため病院に搬送したが意識不明のまま死亡(脳出血)
②	2015 年 9 月	男	20 代	実習 2 号口	実習開始直後に体調不良を訴えたため休息していたところ、吐血したため病院に搬送したが、意識不明のまま死亡(脳出血)
③	2015 年 12 月	男	30 代	実習 2 号口	朝、宿舎で倒れており意識がなかったため病院に搬送したが、意識不明のまま死亡が確認(睡眠時窒息死)
④	2016 年 3 月	男	30 代	実習 2 号口	朝、宿舎で倒れており意識がなかったため病院に搬送したが、意識不明のまま死亡が確認(心筋梗塞)
⑤	2016 年 3 月	男	20 代	実習 2 号口	体調不良を訴えた翌日の朝、宿舎にて意識がなかったため病院に搬送したが、意識不明のまま死亡が確認(脳室内出血)

「2016 年 4 月～2017 年 3 月」～別資料より作成～

	死亡年月日	性別	年齢	在留資格	職種	死亡原因
①	2016 年 5 月 18 日	男	24 歳	実習 1 号口	配管	実習現場に向かう社内で仮眠をとったまま意識を失い死亡していたもの(死因不明)

②	2016年6月2日	男	24歳	実習2号ロ	金属プレス加工	致死性不整脈
③	2016年9月12日	男	28歳	実習2号ロ	建設機械施工	急性心不全
④	2016年9月18日	男	23歳	実習2号ロ	とび	失踪していた技能 実習生が失踪先の自 宅で死亡したもの。 遺族が解剖を拒否し たことから死因は不 明であるが、循環器 系の疾患による急死 と思われるもの
⑤	2016年10月18日	女	26歳	実習1号ロ	内装仕上げ施行	クモ膜下出血

### 5、浄土宗寺「日新窟」訪問し意見交流

2019年1月19日の朝日新聞の「ひと」欄に「日本で暮らすベトナムの若者に寄り添う尼僧」とのタイトルでテック・タム・チーさんが掲載された。(別紙)紙面で彼女は「こんなに若者が死ぬなんて異常事態です」と述べている。ベトナム人の技能実習生や留学生の病死や自殺の若者たちをこの6年間で81人を吊ったという。本ねん3月8日に首都圏移住労働者ユニオン本多書記長とチーさんの活動舞台である浄土宗の寺「日新窟」を訪問し、意見交換する機会を得た。まずはずらりと並ぶ20代、30代の若者の位牌に深く頭を垂れた。そしてチーさんと寺務局長吉水里枝さんとの懇談の中で技能実習生をめぐる過酷な実態が改めて認識させられた。吉水さんは「これはまさに奴隷働です」と断言したことに改めて事態の深刻さを認識した。1時間に及ぶ吉水さんとの意見交流の中で、今後とも情報交換し相互に協力していくことを確認し合った有意義な訪問であった。

#### 結びに代えて

以下の点について前提にし、今後とも技能実習生や特定技能者の基本的人権を守る取り組みを進めていくこととしたい。

- 1、技能実習生の劣悪な状態の改善無しに新たな外国人労働者の大量の参入をさせることにより新たな「悲劇」の発生が必然であること
- 2、外国人労働者を単に労働力としか見ない、人格をもった基本的人権を有する人間としてみない企業や政府の人権感覚の欠落を糾す取り組み
- 3、労働力不足の原因(低賃金、長時間労働)を明らかにしその改善の手立てを打たずに外国人労働者を安易に導入することの問題
- 4、日本の労働者の労働条件切り下げの梃として作用する危険 など

連絡先:働くもののいのちと健康を守る東京センター TEL03-5976-3941 FAX 03-5976-3940

E-mail Tokyo-inoken@glape.plala.or.jp